

第4期

長野県有機農業推進計画

令和5年3月

長野県

目 次

第 1	有機農業推進計画の策定	1
第 2	有機農業の定義と推進方針	2
第 3	有機農業の現状と課題	5
第 4	有機農業を推進するための施策	14
	参考資料	18
	① 県農業関係試験場で開発した有機農業に活用可能な環境にやさしい農業技術	
	② 用語解説	
	③ 有機農業の推進に関する法律	
	④ 有機農業の推進に関する基本的な方針	
	⑤ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（みどりの食料システム法）	

第1 有機農業推進計画の策定

1 計画策定の趣旨

近年、国内外でSDGsへの関心が高まっているほか、気候変動等による収量減少・品質低下等の影響が顕在化しており、生産活動の持続的な発展のためには、農業生産に起因する環境負荷の低減を図っていくことが必要となっています。

国では令和3(2021)年5月に、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させる「みどりの食料システム戦略」を策定・公表しました。また、令和4(2022)年7月には、農林漁業及び食品産業の持続的な発展、環境への負荷の少ない健全な経済の発展等を図ることを目的に、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(令和4年法律第37号、以下「みどりの食料システム法」という)が施行されました。

有機農業は、自然循環機能を最大限に生かした、環境への負荷の少ない農法であるとともに、近年では、有機農業が生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示すことが明らかになってきており、その取組を拡大することは、SDGsの達成にも貢献するものとされています。県では、信州の美しい自然環境を守り、環境と調和した農業を進めるという意識のもと、有機農業を「環境にやさしい農業」の一つに位置付け、「有機農業の推進に関する法律」(平成18年法律第112号、以下「有機農業推進法」という)及び、有機農業推進法に基づき国が定める「基本方針」に即し、その推進施策を「長野県有機農業推進計画」として定め、取り組んでいます。

県内においても、環境配慮等への機運の高まりから、有機農業での就農を希望する者が増えており、中山間地コミュニティの新たな担い手にもなっています。また、規模拡大や生産の効率化に不向きな中山間地にあっても、付加価値が高まる栽培法として、農業振興にも貢献しています。しかし、有機農業の栽培技術は地域やほ場の状況により異なり、普遍的な栽培体系が確立しにくく、収量・品質が不安定になりやすいことから、有機農業者への技術的支援が必要となっています。また、有機農業の取組を面的に拡大していくためには、地域の農業者組織や市町村等が主体となった、「地域ぐるみ」での取組を支援・推進していく必要があります。

さらに、有機農業で生産された農産物のコストや労力が評価された適正な価格での取引につながるよう、消費者や実需者等の有機農業に対する理解促進をより一層推進する必要があります。

本計画は、これらの情勢の変化を踏まえ、本県における環境にやさしい農業の一翼を担う有機農業をさらに推進するため、平成30(2018)年に公表した第3期計画を改訂するものです。

2 計画期間

令和5(2023)年度から令和9(2027)年度までの5年間とし、「第4期長野県食と農業農村振興計画」と一体的に推進します。

3 計画の進行管理

推進計画を着実に遂行するため、有機農業者や消費者、有識者等の関係者の御意見・助言を把握する機会を設け、これらを当該施策に反映させるよう努めます。

また、本計画は、計画期間中における農業を取り巻く情勢の変化等に対応し、適時適切に見直すこととします。

第2 有機農業の定義と推進方針

1 有機農業の定義

本計画において「有機農業」とは、有機農業推進法第2条の規定に基づく、「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法(農法)を用いて行われる農業」をいい、有機農産物の日本農林規格(有機JAS)に規定された生産方式や、環境保全型農業直接支払交付金等における国際水準の有機農業の取組を含みます。

「有機農業」と「有機農産物」

■ 定義

・有機農業推進法

化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業

・コーデックス委員会

(国際水準の有機農業)

生物の多様性、生物学的循環及び土壌の生物活性等、農業生態系の健全性を促進し強化する全体的な生産管理システム

・有機農産物

コーデックス委員会のガイドラインに準拠した「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物

■ 具体的な生産方式の条件

① 化学肥料及び化学合成農薬の使用禁止の条件

栽培中、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しない

② 遺伝子組み換え技術を利用しない

③ 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減する

④ 取組期間の条件

①による栽培を前2年以上行ったほ場で生産

⑤ 緩衝地帯の条件

禁止された農薬・化学肥料が周辺から飛来、流入しない措置

⑥ 種苗の利用条件

禁止された農薬・化学肥料を使用していない種苗の利用

⑦ 放射線照射を行わない

⑧ 収穫後の取り扱いの条件

収穫後も薬剤の汚染や一般農産物が混入しない管理



2 めざす姿

- (1) 有機農業をはじめとした環境にやさしい農業が地域ぐるみで展開されています。
- (2) SDGs やエシカル消費などの新たな価値観への関心が高まり、有機農業や、有機農業で生産された農産物に対する消費者等の理解が進んでいます。

3 有機農業推進の基本的な考え方

- (1) 有機農業は、農業の自然循環機能を増進し、環境への負荷を低減する農法であり、生物多様性保全や地球温暖化防止等に高い効果を示し、農業分野でのSDGsの達成にも貢献するものであることから、県が進める「環境にやさしい農業」の一つとして位置づけ推進します(図2-1)。
- (2) 「第4期長野県食と農業農村振興計画」で掲げる、農業生産に起因する環境負荷低減を図り、持続可能な生産につなげるための手段の一つとして、取組拡大を推進します。
- (3) みどりの食料システム戦略を踏まえ、地域ぐるみでの展開を推進します。
- (4) 実践者の有機農業に対する理念や生産方法、販売方法等が多様であることに鑑み、地域の実情や農業者その他の関係者の意向に配慮し、農業者の自主性を尊重しつつ、施策を推進します。
- (5) 推進にあたっては、関係者の連携が不可欠であることから、市町村、農業団体、流通業者、有機農業者等と密接に連携を図ります。

環境にやさしい農業 → 「環境にやさしい農産物」

≡ 環境負荷低減事業活動に取り組む農業（法律※1）

有機質資材の施用などの土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用量削減を一体的に行う取組（有機農業を含む）や、温室効果ガスの排出削減、バイオ炭の施用など炭素貯留、プラスチック資材の排出又は流出抑制など、農業生産に由来する環境負荷の低減に取り組む農業

肥料・農薬

GHG削減

その他、
環境負荷低減

県による認定

みどりの食料システム法に基づく認定（法律※1）

肥料・農薬

化学肥料・化学合成農薬を原則50%以上削減して生産する農業

県（審査機関）による認証 → 認証票の利用可能

信州の環境にやさしい農産物認証（県独自の認証制度）

（認証票を利用した販売可能（任意））

地域の一般的な栽培方法と比較して、化学肥料及び化学合成農薬を原則50%以上削減した方法で生産された農産物を県知事が認証する制度



化学肥料・化学合成農薬を使用せずに生産する農業

肥料・農薬

有機農業（法律※2） → 「有機農業で生産された農産物」

化学肥料・化学合成農薬を使用せず、遺伝子組換え技術を利用しないことを基本に、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した方法で行われる農業

肥料・農薬

遺伝子組み換え

「有機農産物」（法律※3）

（「有機〇〇」等の表示不可）

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じている
- ・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しない
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないなど、「有機農産物の日本農林規格」の基準に従って生産された農産物のこと

ドリフト防止

肥料・農薬

遺伝子組み換え

登録認定機関による事業者認定 → 認定事業者による格付

有機JAS制度（法律※3）

→ 「有機JASマーク農産物」

（「有機〇〇」等の表示可能）

有機JASに適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認定された事業者には「有機JASマーク」の使用を認める制度



持続可能な農業

環境にやさしい農業など「環境」の側面での持続可能性をはじめ、

- ・農業の継承のために必要な「担い手」「農地」「農村」などの側面
- ・経営が成り立つためには適正な価格形成が必要であり、地産地消・エシカル消費など「消費」の側面 など、

農業のあらゆる側面

における持続可能性を考えて、未来につづいていく農業

肥料・農薬

GHG削減

その他、環境負荷低減

担い手

農村

農地

消費

and more

※1：環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）

※2：有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）

※3：日本農林規格等に関する法律（JAS法）（昭和25年法律第175号）

図2-1 環境にやさしい農業と有機農業の位置付け

第3 有機農業の現状と課題

1 生産及び支援体制の現状と課題

(1) 本県における有機農業の取組状況

令和3(2021)年の県内における有機農業の取組面積は567haで、平成29(2017)年からやや増加している(図3-1)ものの、近年は横ばいで推移しています。また、品目別の取組面積は、野菜が42%、次いで水稲が35%となっており、両品目で全体の4分の3を占めています(図3-2)。

しかし、令和3(2021)年の有機農業の取組面積が全耕地面積(105,200ha)に占める割合は0.5%と依然低く、より一層の取組拡大が必要です。

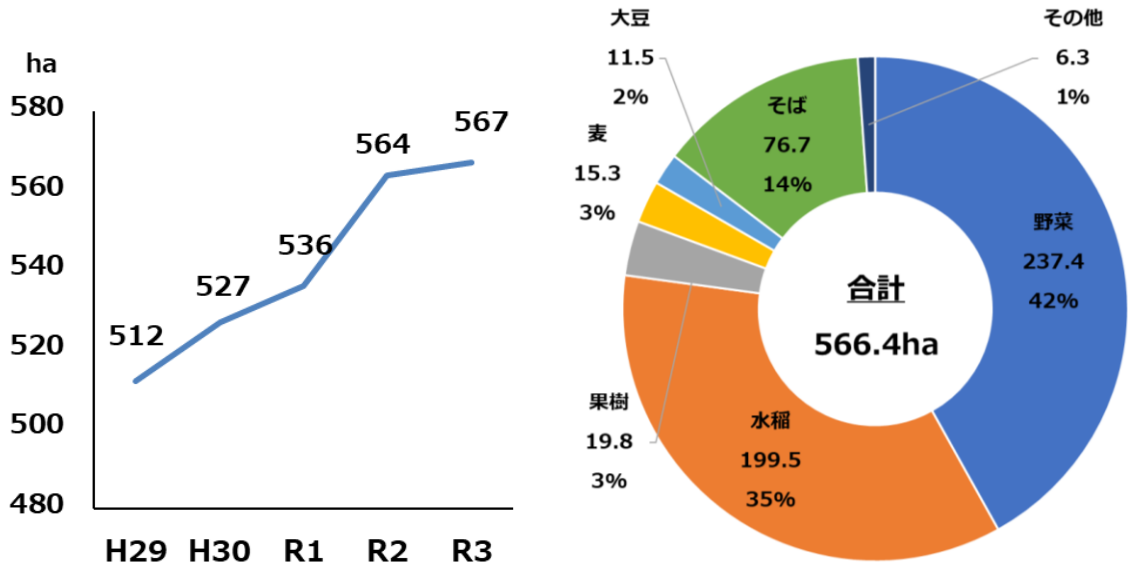


図3-1 県内の有機農業に取り組む面積の推移 (長野県農業技術課調べ)

図3-2 県内の品目別有機農業取組面積 (令和3年度長野県農業技術課調べ)

日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)に基づく認証(以下「有機JAS認証」という。)を受けた県内の農業者は109件(令和3(2021)年度)、面積は147ha(令和2(2020)年度)で、平成27(2015)年度に比べ面積は25ha増加しています(図3-3)。

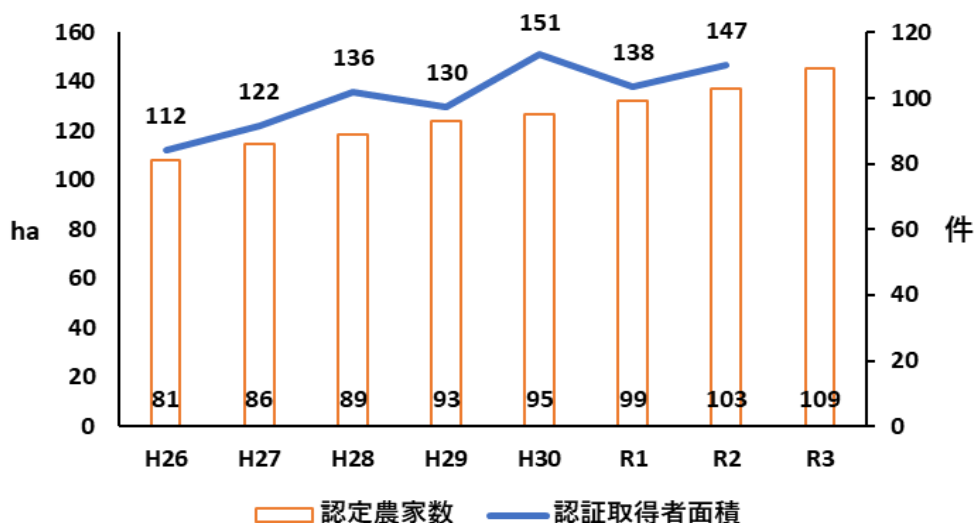


図3-3 有機JAS認証取得者の認定件数と認証取得面積の推移(農林水産省公表値)

また、有機農業に取り組む農業者への支援制度として、国の環境保全型農業直接支払交付金がありますが、令和3(2021)年に交付金を活用した有機農業者数は196人、面積は284haで、平成30(2019)年度以降、活用件数は横ばいの傾向にあります(図3-4)。

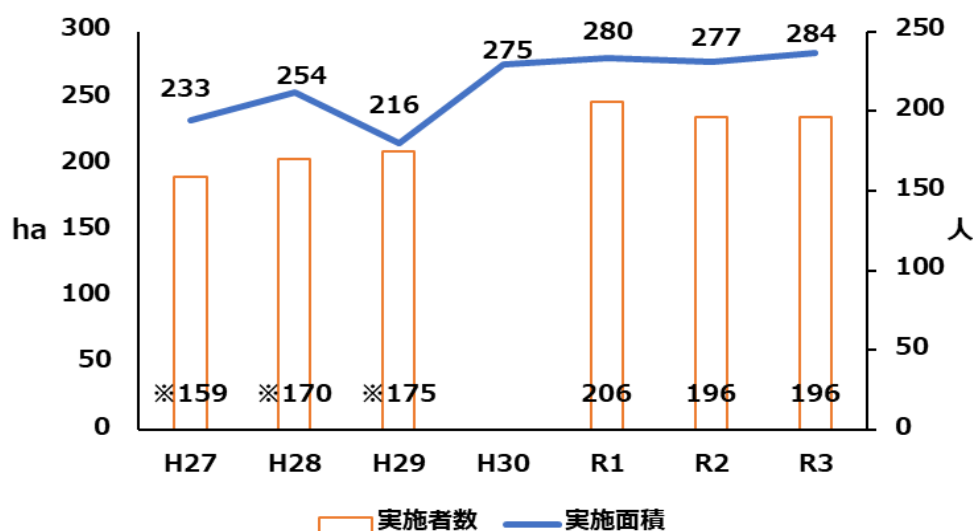


図3-4 環境保全型農業直接支払交付金における有機農業の実施面積と実施農業者数の推移(農林水産省公表値)

※実施者数について、H26-29はエコファーマーの内数、H30は調査データなし

(2) 「点」から「面」への取組拡大

県内の有機農業実践者は点在しており、実践者同士のつながりが希薄になりやすい傾向がありました。近年は市町村や郡単位の有機農業者組織が設立されており、情報交換や販路開拓が進んでいます。

今後、有機農業を「点」から、地域ぐるみでの「面的」な取組へつなげていくためには市町村の協力が欠かせませんが、有機農業の推進に対する市町村の考え方が異なることもあり、相談窓口を設置している市町村数は令和3(2021)年時点で30市町村に留まり、支援体制は十分ではありません。国と県が令和3(2021)年に市町村を対象に実施した「有機農業の推進状況調査」では、有機農業の推進に当たり「面的に進めていくノウハウが圧倒的に不足している」「推進のための情報が不足している」といった課題が挙げられています。

一方で、国の「みどりの食料システム戦略推進交付金」を活用し、有機農業を通じた地域づくりに積極的に取り組む町村なども出てきていることから、これらの先進事例や推進のノウハウを他市町村へ伝えていくことが必要です。

2 生産拡大及び支援体制の構築に向けた県の取組状況

県では、第3期長野県有機農業推進計画に基づき、有機農業の拡大に向けた技術向上や、新規就農者の技術習得・経営改善、有機農業者同士や消費者、実需者など関係者のつながりづくりなどを支援してきました。

令和元(2019)年には、生産者、消費者、流通業者、行政関係者等による情報交換と相互連携のため、「長野県有機農業推進プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という)を設立しました。プラットフォームでは、会員専用SNS上で情報発信を行うとともに研修会(R1~R4に11回)を開催して、会員の情報交換と資質向上を図りました。

また、技術向上に向けた支援としては、県内の先進的実践者を有機農業推進アドバイザーとして登録し、新規の有機農業者等に対して、技術や経営に関する助言を行うほか(H30～R4活用件数 13 件)、有機農業に活用可能な農業技術の基礎などについて学ぶ「オーガニック・アカデミー」を開催し、平成 30(2019)年度から令和 3(2021)年度までに 134 名が受講しました。令和 3(2021)年度からは、市町村の理解醸成・知識向上に資するため、受講対象者を農業者や新規就農希望者だけでなく、市町村職員まで拡大して実施しています。

令和 2(2020)年度からは、有機 J A S 認証制度や有機栽培技術についての研修を受けた有機 農業指導職員を育成して農業農村支援センターに配置し、有機農業者の指導や情報提供を 実施しています。

技術開発や情報の発信については、県農業関係試験場において化学肥料代替技術や化学合成農薬によらない病虫害防除技術など、有機農業にも活用できる環境にやさしい農業技術の開発を進めるとともに、既存の開発技術情報と合わせて県ホームページで発信しています。

また、本県だけでなく、国や他県の試験研究機関等が開発した有機農業関係技術情報を品目ごとに取りまとめ、県農業試験場ホームページに一元的に掲載しました。

しかし、これらを技術として有機農業の生産現場へ普及していくためには、地域ごとの気象条件やほ場の状況に適し、かつ経営面で持続可能な技術を、現地実証等を通じて選択する必要があります。また、地球温暖化等の影響により、既存の技術で対応が困難となっている事例もあることから、これに対応するため、新たな技術の開発も必要となっています。

有機農業での就農を目指す県内外の新規就農希望者に対しては、新規就農里親支援制度を活用した支援を行っています。また、令和 3(2021)年度には、有機農業での経営の参考指標の一助とするため、佐久農業農村支援センター管内 4 件の有機農業新規就農者の経営実態について、栽培技術や経営安定要因の調査を実施しました。

有機農業者の経営安定のためには、販路の拡大・安定が重要なことから、有機農業で生産された農産物を扱う小売店等との商談会の開催や商談支援、令和 2(2020)年に県が開設した E C サイトの活用促進により、販路開拓を支援しています。

3 流通・販売・消費の現状と課題

(1) 販売先の状況

農林水産省が令和 3(2021)年に、全国の有機農業者及び流通加工業者を対象に実施した「令和 3(2021)年度食料・農林水産業・農山漁村に関する意識・意向調査有機農業等の取組に関する意識・意向調査」によると、有機農業で生産された農産物の主な販売先として最も多かったのは「J A」(46.1%)、次いで「消費者個人と相対で取引」(31.8%)、「直売所」(26.2%)となっています(図 3-5)。

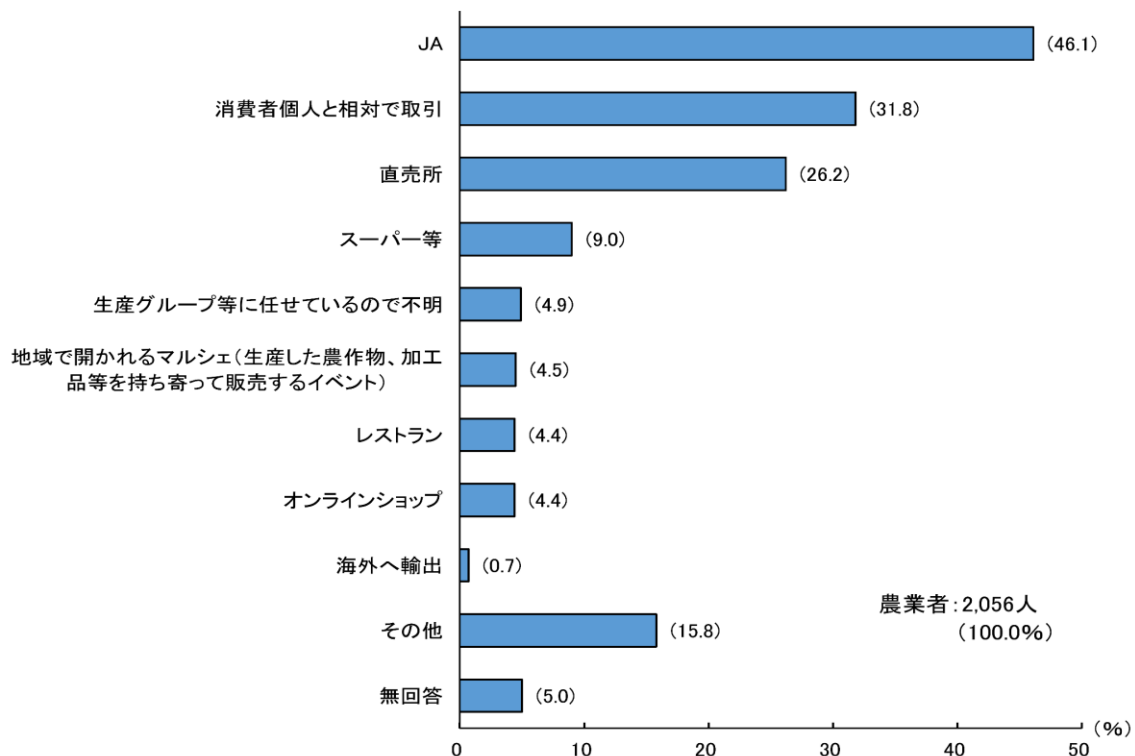


図3-5 有機農業で生産された農産物の販売先(令和3年度農林水産省調べ)

(2) 流通・販売の状況

同調査によると、流通加工業者のうち 20.6%が有機食品を「取り扱っている」と回答しており、このうち、国産有機食品を取り扱っている業者のうち 60.6%が「今後も国産有機食品の取り扱いを増やしたい」と回答しています。その主な理由として、「品質がいい」(58.4%) 「国内農業支持をアピールできる」(47.4%)、「環境への配慮をアピールできる」(46.7%)を挙げています(図3-6)。

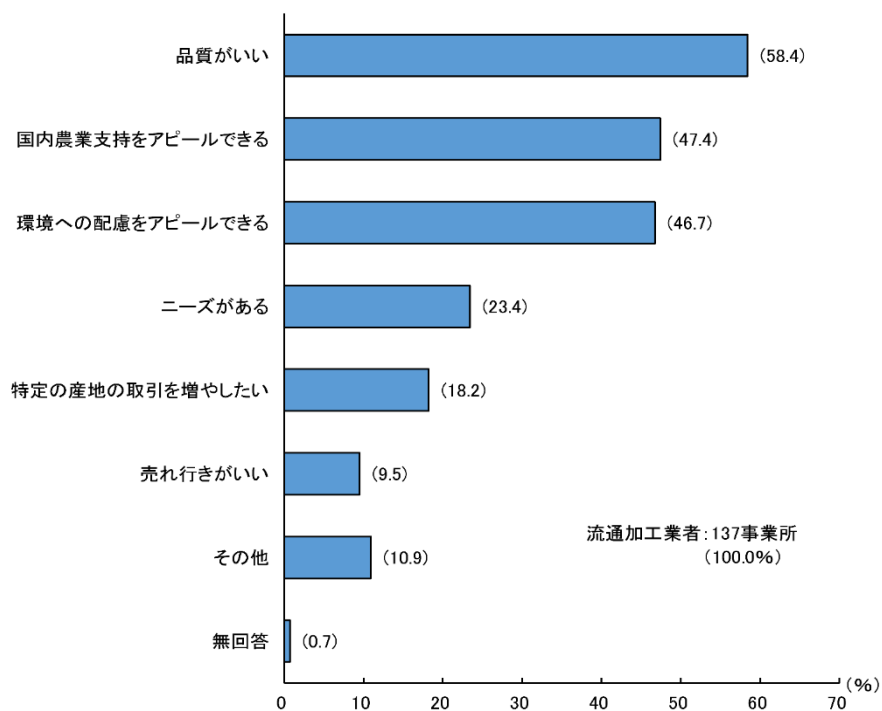


図3-6 国産有機食品の取扱量を増やしたい理由(令和3年度農林水産省調べ)

また、現在、有機食品や国産有機食品を取り扱っていない業者においても、29.5%が「国産有機食品を取り扱いたい」と回答しており、有機食品への関心の高さが伺えます。

一方、有機食品や国産有機食品を取り扱っていない業者では、その理由として「販売価格が割高」(49.5%)、「既存の取引先には有機食品の取り扱いがなく入手できない」(35.0%)、「消費者の有機食品等に関する制度の理解が不十分」(14.5%)、「周年で安定的な量の確保」(12.9%)、「数量の確保」(12.3%)を挙げています(図3-7)。

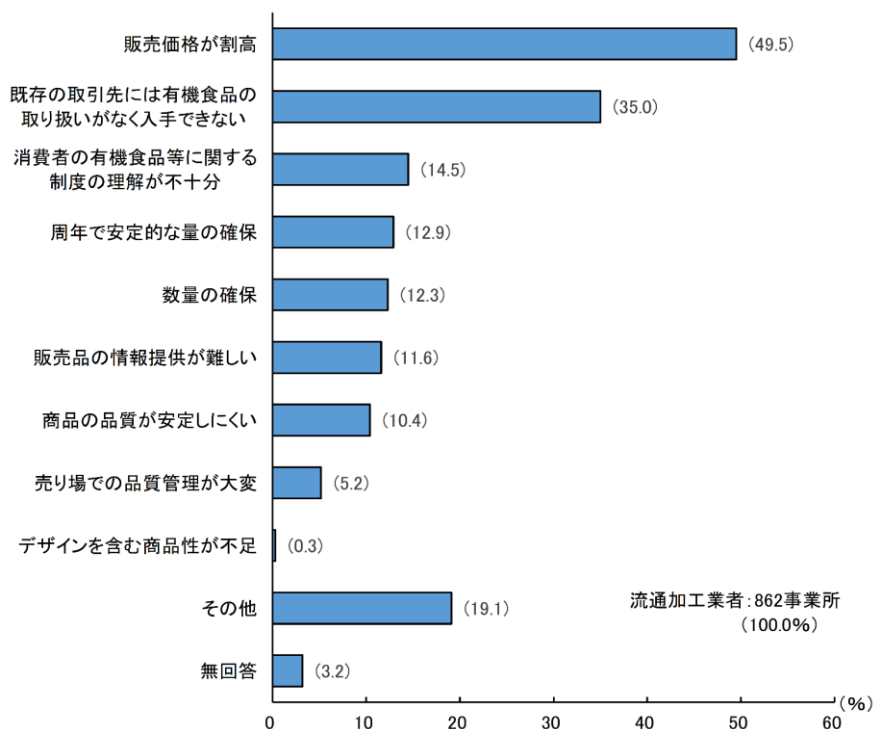


図3-7 国産有機食品を取り扱っていない理由(令和3年度農林水産省調べ)

今後、有機農業で生産された農産物の販売先を拡大していくためには、有機農業者のグループ化の推進による供給量の確保や、実需者が容易に入手でき、かつ再生産可能な適正価格で取引されるための流通・販売の仕組みづくりが必要です。

さらに、食育の推進と学びの場・体験機会の創出などを通じ、実需者や消費者の有機農業に対する理解促進の取組をより一層進めていくことが必要です。

一方で、有機農業で生産された農産物を売り込み、取り扱いにつながるよう、特に新規就農者・就農希望者を対象に、流通・販売動向を踏まえた生産・販売方針の策定と販売スキルの向上に向けた支援も必要です。

(3) 学校給食における有機農業で生産された農産物の活用の状況

近年、自治体や学校現場において、学校給食における有機農業で生産された農産物の活用への関心が高まっています。県が令和3(2021)年に、栄養教諭及び市町村教育委員会を対象に実施した「学校給食での有機農業で生産された農産物等の活用に関するアンケート」では、栄養教諭の80%、市町村教育委員会の60%が「学校給食における有機農業で生産された農産物活用に関心がある」と回答しています。

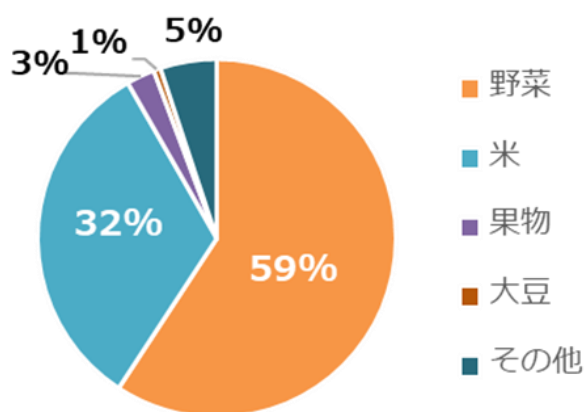


図3-8 使用頻度が高い、有機農業で生産された農産物の品目
(長野県農産物マーケティング室調べ)

さらに、県内給食実施校を対象に、令和4(2022)年に県が実施した「令和3(2021)年度学校給食における有機農業で生産された農産物の活用に関する指標調査」では、「令和3年度に有機農業で生産された農産物を学校給食の食材として活用した」と回答した学校は29%ありました。

このうち、使用した品目として最も多いものは「野菜(59%)」で、次いで「米(32%)」となっています(図3-8)。

一方、同調査において、71%の学校では「使用していない」と回答しており、有機農業で生産された農産物の活用に関心があるものの、実際の使用には至っていない現状があります。使用していない理由としては、必要量の確保や価格など「学校給食の規格に合わない」が30%、「地域に有機農業で生産された農産物の生産者がいない」が25%、「納入事業者が有機農業で生産された農産物を取扱っていない」が24%となっています(図3-9)。

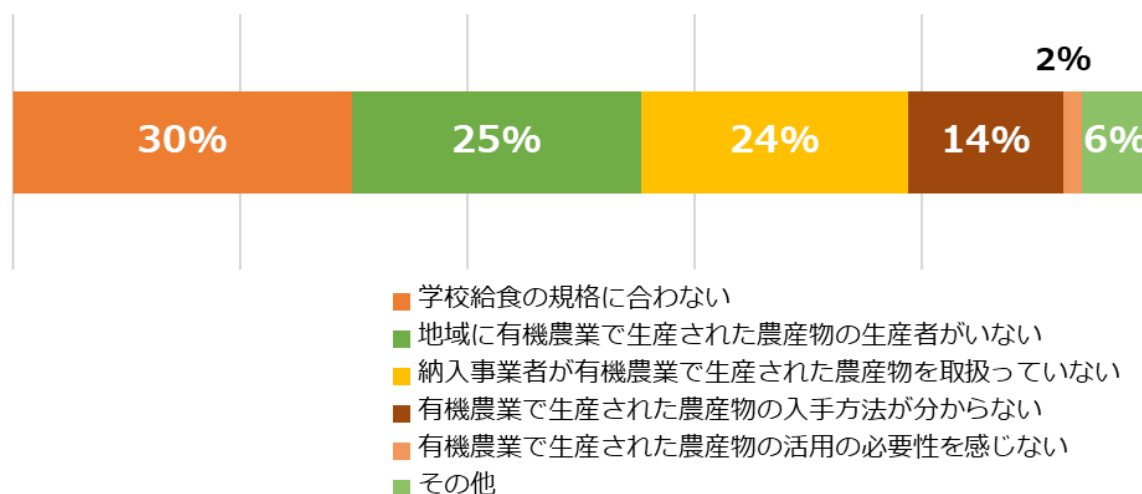


図3-9 有機農業で生産された農産物を活用していない理由(長野県農産物マーケティング室調べ)

このため、有機農業で生産された農産物を学校給食での取扱いにつなげるためには、生産者情報の収集・提供体制の整備や、規格について話し合う生産現場と栄養教諭の意見交換の場の設定などが必要です。

(4)消費の状況

農林水産省が平成30(2018)年に消費者を対象として実施した「有機食品マーケットに関する調査」において、有機食品の購入や外食等の利用頻度について「週に1週間以上」と回答した割合は17.5%である一方、「ほとんど利用していない」は約半数の54.8%にのぼり、さらに消費拡大を促していく必要があります(図3-10)。

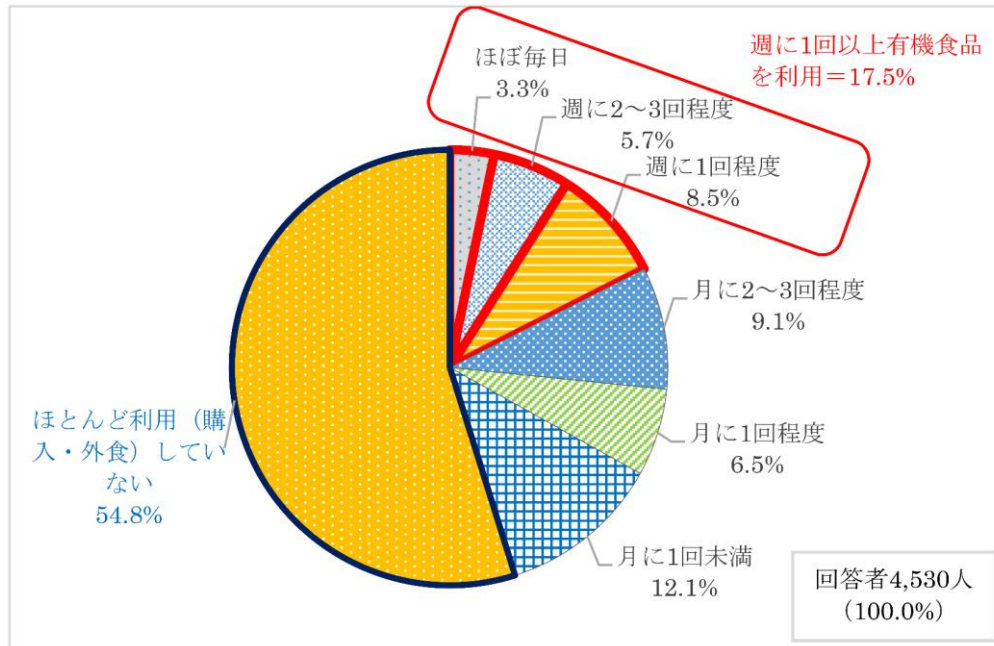


図3-10 有機食品の利用頻度(平成29年度農林水産省調べ)

また、週に1回以上利用する方について、その主な購入先は「スーパー」(87.4%)、「直売所」(33.8%)、「生協(店舗、宅配)」(33.7%)等で(図3-11)、購入経験のある食品は、「有機野菜」(62.5%)、「有機米」(48.6%)などの農産物が多く、加工食品として「パン類」(45.7%)、「豆腐」(43.0%)、「みそ」(41.3%)などが多くなっています。

有機農業で生産された農産物の購入頻度を増やし、消費拡大につなげるためには、スーパーや直売所等、消費者が有機農業で生産された農産物を容易に購入できるよう、流通・販売の体制整備や販売店の情報収集・発信が必要です。

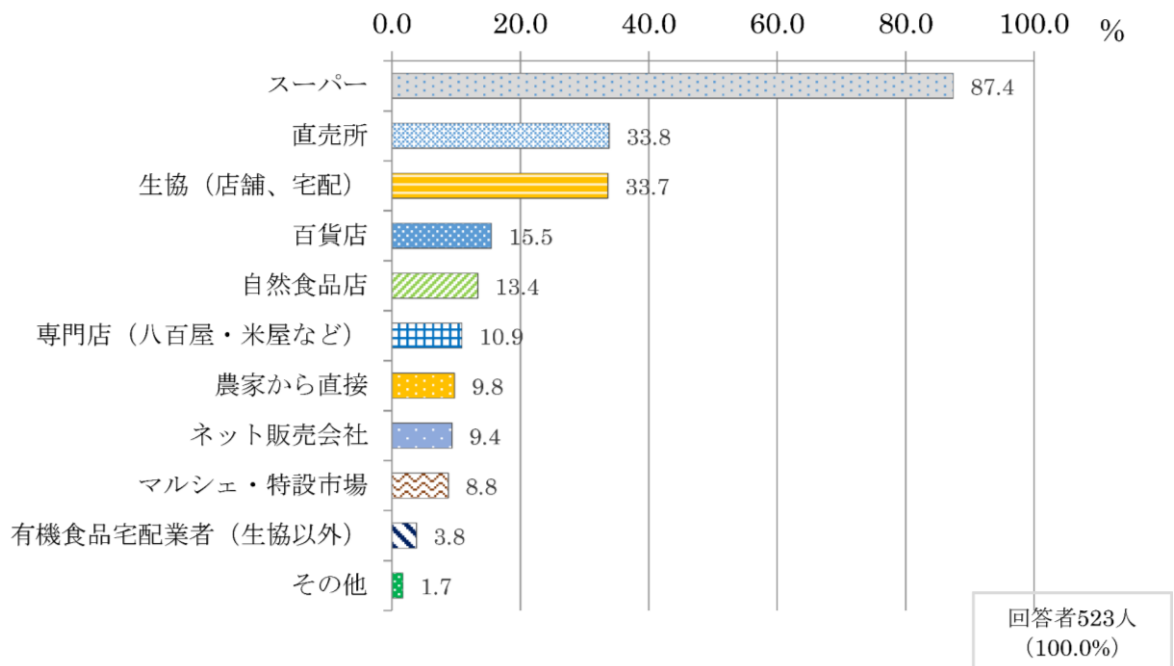


図3-11 有機農業で生産された食品の購入先(平成29年度農林水産省調べ)

(5) 流通業者・販売店・消費者の有機農業に対する認知

有機食品マーケットに関する調査において、消費者へ「有機やオーガニックという言葉の理解状況」について質問したところ、「正確に知っていた」割合は 3.7%にとどまり、「有機」や「オーガニック」という言葉を知らなかった、「言葉は知っていたが、表示に関する規制があるとは知らなかった」と回答した割合は約 70%に上ります(図 3-12)。

平成 24(2012)年に日本有機農業研究会が公表した全国調査結果においても、有機農業への理解についての質問に「わからない」もしくは誤った認識の回答をした割合が約 64%であったことから、消費者への有機農業に対する理解促進は、引き続きの課題となっています。

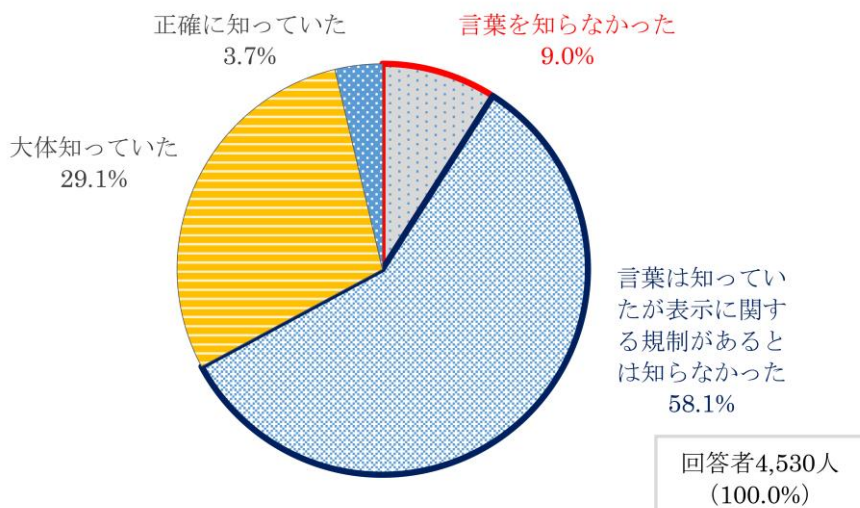


図 3-12 有機やオーガニックという言葉の理解状況(平成 29 年度農林水産省調べ)

有機農業等の取組に関する意識・意向調査において、「取り扱っている国産有機農産物の有機 JAS 認証の取得状況」に関する質問で、「有機栽培と聞いているがどのように取り組んでいるかわからない」と回答した事業者が 53.9%と最も高く、有機農業者と取扱業者の信頼関係のみによって取り扱われているという現状も伺えます(図 3-13)。

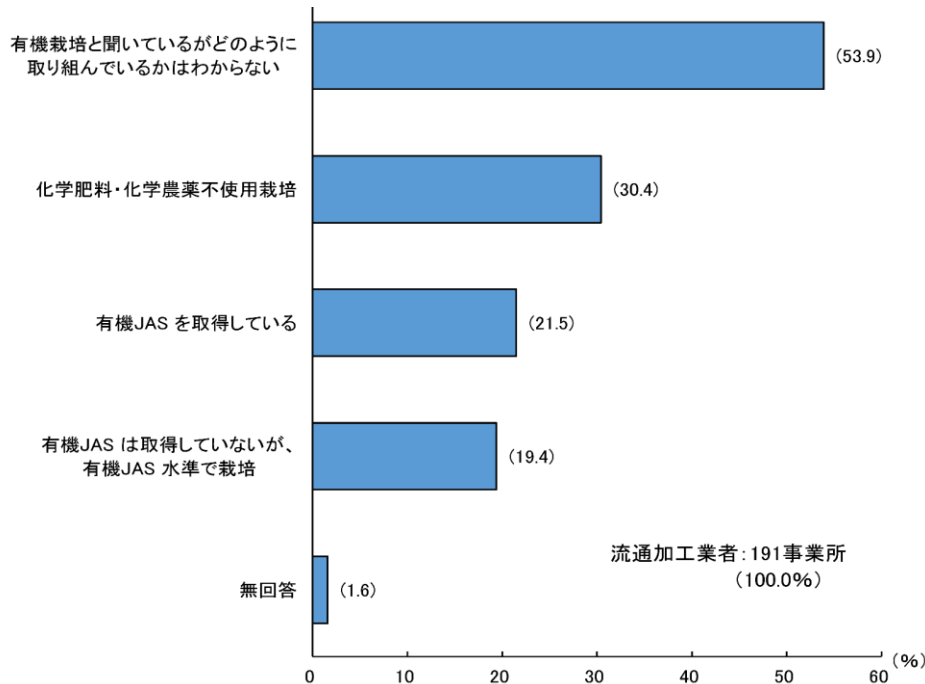


図 3-13 取り扱っている国産有機農産物の有機 JAS 認証の取得状況(令和 3 年度農林水産省調べ)

4 有機農産物の流通・消費拡大に向けた県での取組状況

県では、有機農業者・消費者・流通業者など関係者の連携強化に向けた支援、消費者・実需者・市町村等における理解促進の取組を進めてきました。

関係者の連携強化に向けた取組としては、「有機農業推進プラットフォーム」の会員等を対象とした勉強会や交流会、会員専用SNSを通じて、つながりづくりを支援しています。

令和2(2020)年度には、会員が中心となり取り組む研修会や販路開拓等の独自活動を支援する「有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金」を新たに創設し、令和3(2021)年度までに27の取組が本支援金により実施されました。

有機農業プラットフォーム会員専用SNSでは、令和3(2021)年度末までの累計情報掲載数は256件にのぼり、会員による情報発信が盛んに行われてきましたが、一方通行での発信が主であることから、双方向での意見交換の場の設定等による、さらなる交流の促進が必要となっています。

消費者等への理解促進に向けた取組としては、有機農業推進プラットフォーム勉強会において、地球温暖化防止に対する有機農業の貢献度や、県内外の有機給食の取組事例等について情報発信するとともに、令和元(2019)年度から配置した「有機農業専任担当」による、有機農業に関する県内外の情報収集及び発信を実施しています。

また、令和2(2020)年には、県内で生産された農畜水産物や主原料が信州産の加工食品、信州の暮らしに根差した郷土食など県産食材の価値を発信する「おいしい信州ふード」の中で、特に環境に配慮して生産された農産物を新たなカテゴリー「サステイナブル」として位置付けました。

さらに、人・地域・社会・環境・健康の課題に配慮して商品・サービスを選択する「長野県版エシカル消費」を浸透させるため、農業分野では「①地元で生産された農産物や加工品を選ぶ、②地域の気候や風土に根ざした農産物や加工品を選ぶ、③環境に配慮して生産された農産物を選ぶ、④農福連携で生産された農産物や加工品を選ぶ」という4つの視点を「農業分野でのエシカル消費」と位置付け、有機農産物など環境にやさしい農産物の消費拡大を促進しています。

令和4(2022)年には、有機農業で生産された農産物(米や野菜等)を県立特別支援学校16校及び県農業大学の給食食材として供給する(図3-14)とともに、食育用教材を作成(図3-15)し、有機農業など環境にやさしい農産物に関する食育を実施しました。



図3-14 長野ろう学校での給食メニュー

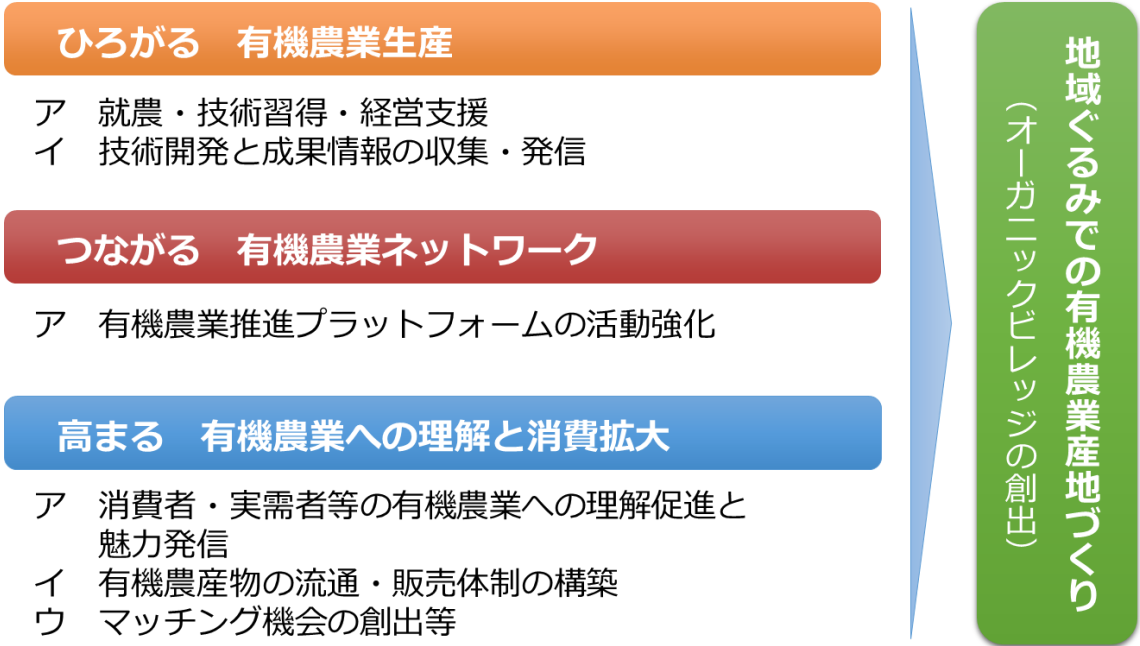


図3-15 環境に配慮した農業の紹介リーフレット

第4 有機農業を推進するための施策

1 施策の展開方向

第3期計画における3つの基本方向「ひろがる」「つながる」「高まる」はいずれも重要な視点であることから継続・拡充し、有機農業を取り巻く課題や情勢の変化、みどりの食料システム戦略等を踏まえ、3つの基本方向を包括する「地域ぐるみでの有機農業産地づくり」を進めます。



ひろがる 有機農業生産

- ア 就農・技術習得・経営支援
- イ 技術開発と成果情報の収集・発信

つながる 有機農業ネットワーク

- ア 有機農業推進プラットフォームの活動強化

高まる 有機農業への理解と消費拡大

- ア 消費者・実需者等の有機農業への理解促進と魅力発信
- イ 有機農産物の流通・販売体制の構築
- ウ マッチング機会の創出等

地域ぐるみでの有機農業産地づくり
(オーガニックビレッジの創出)

2 将来の達成目標

有機農業の面的拡大に向け、有機農業に取り組む生産者を増やすための取組を通じ、面積を拡大します。

項目	現状 令和3(2021)年	目標 令和9(2027)年
有機農業に取り組む面積※	567ha	850ha

※県農業技術課独自調査による面積

有機農業の面的拡大を図るため、地域ぐるみで有機農業を推進する市町村の体制整備を支援します。

項目	現状 令和3(2021)年	目標 令和9(2027)年
オーガニックビレッジ宣言をした市町村数※	— (2022: 2か所)	10か所

※有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ「地域ぐるみ」の取組を進める市町村

3 推進施策

(1)ひろがる 有機農業生産

有機農業で生産された農産物の生産が『ひろがる』よう、以下の取組により、新規就農者等の就農支援や生産技術向上、販売力の強化による持続可能な経営を支援します。

ア 就農・技術習得・経営支援

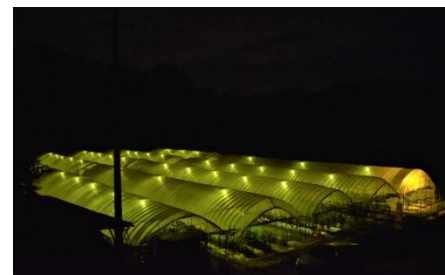
- ・新規就農者等を対象に、栽培技術や流通等の基礎について学ぶオーガニック・アカデミーを開催します。
- ・有機農業アドバイザー制度を、より多くの方に活用いただける内容に改正し、有機農業の技術習得を促進します。
- ・農業農村支援センターと農ある暮らし相談センターとの連携により、有機農業に関心のある者の実践をサポートします。
- ・就農コーディネーターによる相談や新規就農里親支援制度等により、有機農業での新規就農希望者を支援します。
- ・有機農業を目指す担い手に、農業機械等の導入を支援します。
- ・環境保全型農業直接支払交付金制度等の活用推進により、有機農業者を支援します。
- ・有機農業の「実践者」や「農産物」の見える化を推進するため、参加型認証制度などの新たな認証制度について、生産者や実需者、消費者が一体となり、検討を進めます。
- ・有機農業など環境にやさしい農業の基本となる「土づくり」について、土壌診断に基づく施肥設計や地域資源を活用した堆肥等の有機質肥料への転換を支援します。
- ・産地が地域ぐるみで取り組む、有機農業に活用可能な環境にやさしい農業技術による栽培体系への転換に向けた実証と普及を支援し、有機農業への転換を推進します。
- ・先進的有機農業者の経営の実例把握を行うとともに、その結果を就農相談窓口と共有し、新規就農希望者や有機農業への転換を目指す農業者の経営安定を支援します。
- ・有機農業指導職員の育成を進め、農業農村支援センターによる現地指導体制やマーケットニーズに応じた有機JAS認証の取得に向けた支援体制を強化します。
- ・マーケティングに関する研修会への参加支援等により、有機農業者自らの生産方式や農産物の訴求力の強化に向けた支援を行います。

イ 技術開発と成果情報の収集・発信

- ・総合的病害虫・雑草管理に沿った防除技術、堆肥や緑肥の活用による化学肥料低減技術など、有機農業にも活用できる環境にやさしい農業技術の開発と普及を進めます。
- ・農業農村支援センター及び農業関係試験場等における先進的有機農業者の生産技術事例の収集・分析及び発信により、有機農業者の生産技術向上・安定化を促進します。

【光利用技術】

オオタバコガの発生期間は長期にわたるため、栽培期間の長い果菜類では殺虫剤を定期的に散布する必要があります。そこで、殺虫剤の散布回数削減を目指し、長野県野菜花き試験場では、高輝度LED（レピガードシャイン）の設置により、オオタバコガによるカラーピーマンの被害を軽減できることを明らかにしました。



現地での設置の様子

(2)つながる 有機農業ネットワーク

消費者と有機農業者、有機農業者同士がより強く『つながる』よう、プラットフォームの活動強化に取り組みます。

ア 有機農業推進プラットフォームの活動強化

- ・会員同士の新たなつながりの場として、分野ごとにテーマを設定し、年間を通じた検討の場をつくります。
- ・「有機農業推進プラットフォーム先進活動支援金」により、会員が中心となった独自活動を支援します。

(3)高まる 有機農業への理解と消費拡大

有機農業への理解が『高まる』よう、消費者・実需者・市町村・教育機関等、それぞれのニーズに応じた情報発信や啓発を行い、販路・消費拡大を図ります。

ア 消費者・実需者等の有機農業への理解促進と魅力発信

- ・市町村教育委員会、栄養士、調理師を対象とした勉強会を通じた取組意識の啓発により、学校給食における有機農業で生産された農産物の活用を促進します。
- ・全国市町村の先進事例や有機農業の推進に必要な情報提供、研修会を通じ、市町村の理解醸成を促進します。
- ・「おいしい信州ふード」の 카테고리の一つ「サステイナブル」として、引き続き有機農産物など環境にやさしい農産物の魅力や価値を県内外へ広く発信し、県民との意識共有を図ります。
- ・生産者と給食事業者との調整を図るコーディネーターを派遣し、学校給食や社員食堂での有機農産物など環境にやさしい農産物の利用促進と食育活動の推進を図ります。
- ・食育の取組を支援するため、教育現場で活用しやすい教材や食育ツール等を作成します。
- ・民間企業とも連携し、「おいしい信州ふードネット」やSNS等を活用して、消費者が購入できるお店や、食べられるお店が紹介できるよう情報発信を強化します。
- ・セミナーの開催や県内の取組事例の情報発信、保護者や子どもなどの消費者を対象とした有機農業産地見学会の開催等により、有機農産物など環境にやさしい農産物に対する理解醸成を図り、消費をすすめます。

イ 有機農業で生産された農産物の流通・販売体制の構築

- ・農業分野でのエシカル消費を促進するため、「おいしい信州ふードネット」の活用、出前講座の実施、直売所や地元スーパーでのPR等により消費につながる情報発信を強化します。
- ・直売所等における有機農業で生産された農産物の取扱い拡大に向け、環境にやさしい農産物等の販売PRに資する取組を支援します。
- ・有機農業で生産された農産物の円滑な流通のため、生産状況の収集及び実需者への提供体制づくり等を支援します。
- ・有機農業で生産された農産物の流通・販売を担う事業者の取組を支援します。

ウ マッチング機会の創出等

- ・商談会の開催や県ECサイトの活用等、マッチング機会の創出により有機農業で生産された農産物の販路拡大を支援します。

【参考指標】

学校給食等での有機農産物など環境にやさしい農産物の活用を進め、地産地消を推進するとともに、食育活動の充実を図ります。

項目	現状 令和3(2021)年	⇒	目標 令和9(2027)年
有機農業で生産された農産物を使用した給食を実施した学校の割合(一品以上)	28%		40%

(4) 地域ぐるみでの有機農業産地づくりの推進

- ・農業農村支援センターや流通業者等、関係者が連携し、市町村が主体となり地域ぐるみで取り組む、有機農業への転換に向けた栽培実証や普及、有機農業で生産された農産物の販路開拓、給食への利用等、生産から販売まで一貫した「有機農業産地づくり」(「オーガニックビレッジ」の創出)を支援します。
- ・県内外の先進市町村の行政担当者を招いた事例紹介や推進体制の構築の方法について学ぶ勉強会等を通じて、市町村の推進体制整備を支援します。

【事例紹介】松川町～環境保全型農業を推進し遊休農地を解消しよう～



〈ゆうき給食とどけ隊と技術講師の皆さん〉



〈栄養士、調理員の皆さんのほ場見学〉

松川町では、遊休農地の解消に向け、有機農業などの環境保全型農業の推進に取り組んでいます。

遊休農地での有機栽培研修会を実施するとともに、生産者グループ「ゆうき給食とどけ隊」を結成し、収穫された農産物を町内3か所の小中学校や病院の給食に提供しています。

給食での提供にあたっては、栄養士と生産者が一緒になった話し合いやほ場見学を行い、お互いの理解を深めています。



〈ゆうき給食とどけ隊〉
Facebook ページ

【緑肥作物利用技術】

作物への養分供給を目的としてレンゲなどのマメ科植物やライ麦、ソルゴー等のイネ科作物等を作付け、植物体をそのまま土にすき込み減肥する技術です。

緑肥の作付により連作障害の回避や堆肥の代替としての効果も期待できます。初夏どりレタスにおける越冬ライムギの鋤込みにより、窒素の施用量を 30~50% 程度削減することが可能となります。



ライムギのすきこみの様子

【抵抗性・耐病性品種利用技術】

農作物の栽培にあたり、生産の安定を図るために、特定の病気に対して抵抗性や耐病性をもった品種を使う技術です。

＜品種例＞

根腐病レース 1、2 に耐病性のレタス「シナノパワー」

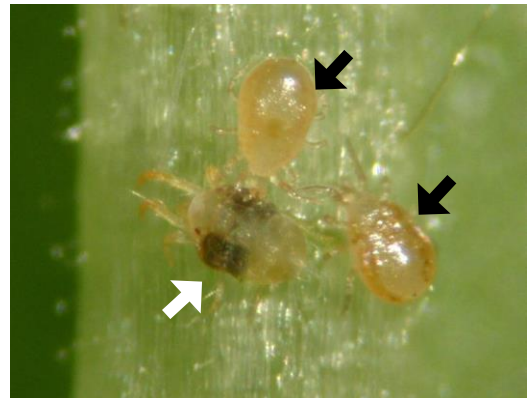
黒斑病に抵抗性、黒星病に耐病性のナシ「(南農ナシ 6 号；天空のしずく)」

【生物農薬利用技術】

＜天敵利用技術＞

捕食性天敵であるクモ類や、寄生性天敵の寄生蜂等の働きを活用して害虫の発生密度を抑える技術です。有機栽培では化学合成農薬が使用されないことから土着天敵が比較的豊富であるため、天敵を上手く活用して要防除水準以下に抑えていく方法がとられています。

また、りんごでの草生栽培の実施により、捕食性天敵であるカブリダニ類の温存により、ナミハダニを防除できます。



ナミハダニ(白矢印)を捕食する
ミヤコカブリダニ(黒矢印)

＜微生物農薬利用技術＞

自然界に存在する微生物のうち、病原菌などから植物を守る微生物や害虫に感染して死滅させる微生物を選抜し、生きたまま製剤としたものを利用する技術です。

＜商品例＞

マスタピース水和剤、ボタニガードES など

【フェロモン剤利用技術】

合成性フェロモン製剤をほ場に設置することで、害虫の交尾を阻害し、次世代の害虫の発生を抑える技術です。雄成虫が雌成虫を探索する際に利用する性フェロモンを人工合成し、ほ場に性フェロモン様物質を徐放する資材で、雄成虫が雌成虫を探索することが困難となり、結果として交尾機会が減り次世代の密度が抑制されます。

＜商品例＞

コンフューザーR、コナガコンープラス、ボクトウコンーHなど



フェロモン剤の設置

【被覆栽培技術（不織布べたがけ）】

不織布を作物の上にかけることで、飛来するチョウ目害虫などによる被害を物理的に抑える技術です。



べたがけの様子

【防虫ネット利用技術】

ネットを用いて害虫の侵入を物理的に防止する技術で、対象害虫によりネットの目合いを変える必要があります。チョウ目害虫の侵入阻止には比較的粗い目合いのネットを用いますが、アブラムシ類の場合は0.8mm目合い、コナジラミ類の場合は0.4mm目合いのネットを使用します。

ただし風通しが悪くなるので、利用にあたっては工夫が必要です。スリムホワイト45は2×5mm目合いと物理的にはアザミウマ類の侵入可能な目合ですが、光反射資材のタイベックを織り込むことにより、風通しを確保しながら害虫（アザミウマ）の侵入を防止できます。



ハウス側面への
スリムホワイト45の設置

【光利用技術】

害虫や病原菌の動きを抑制する光を放つランプをほ場に設置することで、病害虫による被害を抑制する技術です。

高輝度 LED(レピガードシャイン)

：オオタバコガ

UV-B（紫外線）

：うどんこ病（パセリー、いちご）、
ハダニ類



UV-B ランプの設置

【ガス利用技術】

ガスを充満させることで効果を得るものです。

ハダニ類への防除に高濃度 CO₂ を活用するものがあります。

CO₂ 高濃度処理：ナミハダニ（いちご苗）

■有機 JAS で活用できる化学合成農薬について

一般に、有機農業では化学合成農薬は使用できませんが、一部有機 JAS で使用できる農薬がありますので、いくつか紹介します。

＜使用できる農薬例＞

ムッシュボルドーDF：アスパラガス茎枯病など

IC ボルドー412：りんごなど

IC ボルドー66D：ぶどうなど

（長野県農作物病害虫・雑草防除基準に記載の「有機農産物生産上使える農薬一覧」を参照）

【参考資料2】用語解説

ひらがな 頭字	用語	解説
S	SDGs	Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) の略。2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ」に盛り込まれた 17 の目標と 169 のターゲット。
え	エシカル消費	持続可能な社会の実現のため、人・社会・環境・地域などに配慮した消費行動。
お	おいしい信州ふード	県内で生産された農畜産物や主原料が県内産の加工食品、地域に根差した郷土食などの総称。
お	オーガニックビレッジ	有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻き込んだ地域ぐるみの取組を進める市町村のこと。国では、みどりの食料システム戦略を受け、このような先進的モデル地区を順次創出し、横展開を図ることとしている。
か	化学合成農薬	化学的に合成された物質や天然物質等を有効成分とする農業用の薬剤。
か	化学肥料	化学的に合成しあるいは天然産の原料を化学的に加工して作った肥料。
か	環境にやさしい農業	有機物の土壌還元による土づくりと合理的作付体系を基礎として、化学肥料・化学合成農薬等を科学的・合理的に削減する取組や、温室効果ガスの排出量を削減する取組、使用済みプラスチックの排出を削減する取組など、農業生産に起因する環境負荷の低減と生産性の維持・向上との調和を図りつつ、農家が幅広く実践できる持続性の高い農業。
か	環境保全型農業直接支払交付金	農業の持続的発展と多面的機能の健全な発揮を図るため、有機農業やカバークロップ、堆肥の施用等に取り組む複数の農業者で構成される任意組織に対して支払われる交付金。交付金の対象活動となる「有機農業」は、国際水準での取組みが求められている。
こ	コーデックス委員会	消費者の健康の保護、食品の公正な貿易の確保等を目的として、1963 年に FAO 及び WHO により設置された国際的な政府間機関。国際食品規格の策定等を行っている。
さ	参加型認証制度	地域に焦点を当てた品質保証の仕組みで、生産者や消費者が参画して取組水準を決定し、生産の確認も実施する制度。IFOAM (国際有機農業運動連盟) において定義されている。
し	新規就農里親支援制度	就農希望者の支援に積極的な熟練農業者の方を「里親 (農業者)」として登録し、長野県で就農を希望する方に紹介して農業研修をサポートする県の制度。
せ	施肥設計	農業生産を行う上で、肥料を合理的かつ有効に利用するように立案する施肥の計画。
そ	総合的病害虫・雑草管理	様々な防除技術を組み合わせることで、環境負荷を低減しながら、収量や品質に経済的な被害が出ない程度に、病害虫や雑草の発生を抑制しようとする取組。

ひらがな 頭字	用語	解説
た	炭素貯留	本来ならば分解され大気中に放出されるはずであった有機物（炭素）を土壌中に閉じこめる行為。農地に施用された堆肥や緑肥等の有機物は微生物により分解され、二酸化炭素として大気中に放出されるが、一部は分解されにくい土壌有機炭素となって長期間土壌中に貯留されることから、その分だけ大気中の二酸化炭素が減少する。
と	土壌診断	農業の生産基盤としての土壌を調査分析し、診断基準に基づいて診断を下し、農業者に施肥や対処方針を支持、また、土壌変動を監視すること。
の	農ある暮らし	生活の中に「農」を取り入れ、土を耕し作物を育て、四季の野菜や果物を収穫し味わう喜びを感じながら暮らすライフスタイル。
は	バイオ炭	燃焼しない水準に管理された酸素濃度の下、350℃超の温度でバイオマスを加熱して作られる固形物。
み	みどりの食料システム 戦略推進交付金	みどりの食料システム戦略に基づき、資材・エネルギーの調達から、農林水産物の生産、流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けた地域ぐるみのモデル地区の創出及び有機農産物の販路拡大・新規需要開拓等を促進することを目的に、国が新たに措置した交付金事業。
み	みどりの食料システム法	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号）の通称。土づくり、化学肥料・化学合成農薬の使用削減の取組や、温室効果ガスの排出削減に資する取組など環境負荷低減事業活動に取り組む農林漁業者が作成する計画を都道府県が認定し、その事業活動を資金の貸付けや投資促進税制等の特例措置で支援することで、環境負荷低減事業活動を促進する制度を含む。
ゆ	有機農業アドバイザー	有機農業の先進的実践者をアドバイザーとして登録し、有機農業での新規就農希望者や新規就農者からの相談に対し、農業農村支援センター等からの要請により助言を行う県の制度。
ゆ	有機農業推進プラットフォーム	有機農業に関心のある生産者、消費者、流通業者等の交流・学習の場として、令和元年度に県が開設した“ゆるやかな会議体”。